帯広の森・はぐくーむ利用基準

（趣旨）

第１条　この基準は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び法に基づく命令並びに帯広市都市公園条例（昭和３２年条例第４６号。以下「条例」という。）及び帯広の森・はぐくーむ管理規則（平成２１年規則第４３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、帯広の森・はぐくーむ（以下「はぐくーむ」という。）の利用の基準等について必要な事項を定めるものとする。

（多目的室の利用等）

第２条　多目的室は、次に掲げる目的に利用することとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(1) 市及び条例第２７条の規定による指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が実施する事業等の用に供すること。

(2) 休憩施設として市民の一般利用（施設を独占的に利用しないものをいう。）に供すること。

(3) 施設利用団体が帯広の森の育成管理又は利活用に資する活動の用に供すること

２　多目的室等はぐくーむの利用の調整は、条例第２７条の規定によりはぐくーむの管理を指定管理者に代行させる場合においては、指定管理者が行うこととする。

（施設利用団体）

第３条　前条第３号に規定する施設利用団体は、次のとおりとする。

(1) 帯広の森づくり協議会に参加している団体

(2) 市内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校、高等学校及び大学

(3) 前２号に掲げるもののほか、営利行為を目的としない団体

（利用の手続及び基準）

第４条　第２条第３号に規定する目的のため、多目的室を利用しようとする場合の手続は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	申込可能日	申込方法
前条第１号に規定する団体	利用日の６か月前	口頭による
前条第２号に規定する団体	利用日の６か月前	帯広の森・はぐくーむ施設利用申込書（様式第１号）による
前条第３号に規定する団体	利用日の１か月前	

２　次に掲げる事由に該当する場合は、多目的室の利用を承諾しないこととする。

(1) 第２条第１項第１号及び第２号の規定による利用に支障が生じるとき。

(2) 条例第３条第１項各号に規定する制限行為に該当するとき。

(3) 条例第６条各号に規定する禁止行為に該当するとき。

(4) 規則第３条第１項各号に規定する遵守事項に該当するとき。

３　施設利用団体が、多目的室以外の諸室及び敷地内の利便施設を利用しようとする場合は、必要に応じて、前２項の規定を準用するものとする。

（備付物品の貸出）

第５条　はぐくーむの備品その他物品（以下「備付物品」という。）は、業務に支障の無い範囲で、貸出をすることができる。

２　貸出することができる備付物品、貸出期間及び貸出対象者は、別表のとおりとする。

３　備付物品の貸出を受けようとする者は、帯広の森・はぐくーむ物品借受申込書（様式第２号）を提出するとともに、運転免許証、健康保険証、学生証その他身分を確認できる書類を提示しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この基準は、平成２２年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　利用申込その他はぐくーむを使用するために必要な準備行為は、この基準の施行前においても行うことができる。

別表（第５条関係）

貸出可能物品

	物品名	規格	個数	貸出期限	貸出対象
1	図書（ＤＶＤを含む）。			８日	一般来館者
2	双眼鏡	6.5×21	１５	１日	〃
3	スノーシュー	適応体重 30～80 kg	２	１日	〃
4	〃	適応体重 60～120 kg	３	１日	〃
5	〃	適応体重 18～40 kg	５	１日	〃
6	ヘルメット	大人用	２０	５日	活動団体等
7	〃	子ども用	１５	５日	〃
8	ノコギリ	210 ㎜	２０	５日	〃
9	〃	330 ㎜	５	５日	〃
10	リヤカー		１	５日	〃
11	一輪車		１	５日	〃
12	電動工具	ｲﾝﾊﾟｸﾄﾚﾝﾁ	４	５日	〃
13	刈払機	25.4cc、41.5cc	２	５日	〃
14	刈払機用安全防具	ﾌｪｲｽｶﾞｰﾄﾞほか	２	５日	〃
15	チェーンソー	35 ㎝、40 ㎝	２	５日	〃
16	チェーンソー用安全防具	ﾍﾙﾒｯﾄ、ｽﾞﾎﾞﾝ、ﾌﾞｰﾂ	２	５日	〃

備考

１　活動団体等とは、第３条第１号及び第２号に規定する団体をいう。

２　刈払機及びチェーンソーの貸出は、その用具の使用にあたって、損害保険及び賠償保険に加入していること条件とする。